

## 平成 30 年度 第 3 回 市原市環境審議会 議事録

1 日 時：平成 30 年 12 月 19 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2 場 所：市原市市民会館 3 階 大会議室

3 出席者

(1) 委 員（五十音順）

荒井委員、安藤委員、加藤委員、金丸委員、小林委員、鈴木委員、泉水委員、  
田村委員、鶴岡委員、花見委員、萩原委員、星委員、堀田委員、矢嶋委員  
…計 14 人

（欠席）浅野委員、岡本委員、大野委員、工藤委員、木村委員、間所委員  
…計 6 人

(2) 事務局

（環境部）

佐久間次長

（環境部環境管理課）

田邊課長、丸主幹、石橋係長、末吉係長、安嶋係長、高橋係長、根本主任、  
大川主事

（環境部クリーン推進課）

齋藤課長、堀江課長補佐、宮澤係長、高橋係長、富久増主任  
…計 14 人

4 傍聴者 0 人

5 議 題：審議事項

・市原市環境基本計画年次報告書（案）について〔審議〕

6 内 容

司 会：それでは、これより、「平成 30 年度第 3 回市原市環境審議会」を  
開会いたします。なお、本日、浅野浩委員、岡本修委員、大野裕  
久委員、木村隆雄委員、工藤智子委員は都合により欠席との御連  
絡をいただいておりますが、14 名の委員の御出席をいただい  
ており、総委員数 20 名の半数を超えております。よって、市原市環境  
審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議は成立して  
おりますことを御報告いたします。

初めに、環境部次長の佐久間より御挨拶申し上げます。

次 長：あいさつ（省略）

司 会：それでは泉水会長から御挨拶をいただければと存じます。よろしくお願ひします。

会 長：あいさつ（省略）

司 会：ありがとうございました。  
環境部次長佐久間より市原市環境審議会の泉水会長へ、諮問書をお渡しいたします。

～諮問書を読み上げ、会長に諮問書を手交～

司 会：これより、本会の議事進行につきまして、市原市環境審議会規則第5条第1項の規定により、泉水会長に議長をお願いいたします。

議 長：それでは、審議に先立ち、まず、議事録署名人を指名いたします。今回は花見委員、荒井委員にお願いいたします。

～両委員承諾～

議 長：ありがとうございます。また、本審議会は、市原市情報公開条例等に基づき原則公開となっておりますが、本日は傍聴者がおりませんので御報告いたします。

議 長：それでは、ただ今より議題に入ります。「市原市環境基本計画年次報告書（案）について」を議題といたします。それでは、早速ですが、事務局より説明をお願いいたします。

～事務局説明（省略）～

議 長：ありがとうございました。ただ今、事務局の方から、本件に関する御説明をいただきました。質疑等がありましたらお願いいたします。

委 員 A：この報告書はこのスタイルで公表されるのでしょうか。

事 務 局：このスタイルで公表するというので、とりまとめております。

委員 B : 15 ページで、基本目標 4 文化環境というところがあり、2011 年度  
の取組の、歴史的文化的資源の保全の 1 番目に文化財保護事業と  
いうのがありまして、養老川流域田淵の地磁気逆転地層の保存・  
活用に向けた事業を行いましたとありますが、これは県内外含め  
て有名な話で、チバニアンの話もあり、もっと積極的に活用され  
たらいかがかと思います。銚子にはジオパークというものがあ  
りまして、これを推進されている楡井先生はジオパークにしたいと  
いうことを言うておりますが、これは市の目玉になるような、地  
質学的にも重要な地層ですし、ジオパークは保全や教育、地域振  
興の要素を含みますので、こういったものをきっかけに、上手く  
活用されながら、文化環境の更なる活用に向けて大いに利用され  
たらいかかなと思います。これは質問というより意見ですが、  
コメント頂ければ嬉しいです。

事務局 : この文化財保護事業につきましては、お話いただきましたチバニ  
アンの関係も含まれておりまして、表記させていただいておりま  
す地磁気逆転地層というのは、まさしくそのとおりでございます。  
こちらは今年、国の天然記念物に指定されまして、担当部署であ  
ります教育委員会で、かなり力を入れて広報しております。また、  
今後国際機関の審査が進むことによって、チバニアンとして認定  
されるということで、まずこの地域を保全すること、教育に関す  
ること、地域資源として色々な活用がございますので、その点に  
つきまして、市としても活用してまいりたいと考えております。

委員 C : 25 ページの 3 R の推進の 1 の実績値なのですが、この環境基本計  
画は、10 年計画ですよ。この基準値は、例えば 1 日のごみの排  
出量の基準値 929 グラムというのは、850 グラムまで減量させるた  
めの今年度目標値ですか。この基準値というのは为什么呢。

事務局 : 基準値は平成 27 年度の実績値になりますので、2016 年度の実績が  
1 人 1 日あたりのごみ排出量 929 グラムとなっております。

委員 C : 2016 年ですか。そうすると、2017 年度から環境基本計画が始まっ  
て、2026 年までに 850 グラムまで落としましょうというという計  
画なのですよ。

事務局：はい。基準値ですが、誤りがありました。西暦が2015年度になります。850グラムの目標値ですが、これは2026年度の目標の数値となっております。

委員 C：そうすると、2015年度の基準値が929グラムで、2017年度の具体的な目標は何グラムだったのですか。なぜこういう質問するかと言いますと、10年間の計画目標の中に毎年の目標値を設定して、その目的数値に対して達成したのかしなかったのかというのが知りたいからです。2015年度の数字を基準値として、2年間やってきて、その目標値が減ったから評価が丸なのか三角なのかという話だと、目標値の設定が非常に甘いのか、それとも設定しないで自然にこうなったのか、何らかの策をしてこうなったのかということが見えないと、2026年までの850グラムの目標数値をどうやって達成するのかが見えないので、この報告の仕方もよくわからないなど。

事務局：このごみの減量化の計算をいたしますと、二重丸ということで、基本のトレンドよりも10パーセント超えて良かったというところですよ。1年ごとに約8グラムずつ削減いたしますと、目標値に直線で向かっていく計算になります。したがって、大体921グラムに対して901グラムというところで、かなり進んだ状況でございます。

委員 C：わかりました。ただ、これを皆さんに見せた時に、ただ減っているから云々という話で、多分見た方よく分かっていないと思います。ですから是非、2017年度の目標はこうでしたけれども、8グラム以上減っているのが二重丸ですよというのが、明確で良いと思います。もう1つ気になっているのが、850そのものの目標数値、他の行政機関からすると、400グラム台から600グラムくらいの1人当たりのごみの排出量が、他の市町村でもあると思います。そういう中で、850グラムそのものの、ごみの質も市町村によって違うでしょうからなんとも言えないですが、この数字が多いのか少ないのか私には分かりません。いかがでしょうか。

事務局：850グラムの目標は、ずっと目標にしている、それに向かって進んでいっているところです。850グラムによろやく徐々に近づいてき

ています。今のところ目標の 850 グラムを掲げさせていただきまして、目標値に非常に近づいてきたら、数値等を再度目標設定、検証をしまして、新たな目標を検討したいと思います。25 ページの 1 人 1 日あたりのごみの排出量ですが、他の市町村で 400、500 と設定しているところがあるという点と、ここで掲げております 850 グラムとの関係ですが、市原市としましても、市民一人あたりのごみ排出量の中で、家庭系ごみの排出量の目標を掲げておりまして、それを 2026 年度 500 グラムとしています。これはあくまでも、家庭系から排出されるものです。本計画につきましても、計画推進主体を、市民、事業者、市としておりますので、ここで掲げられている目標としましては、家庭系ごみ、事業系ごみの総排出量に対する一人あたりの排出量としています。

委員 E：5 ページの 30 の資料一覧というのを見て、目標値が分かったのですが、19、20 ページのところでは基準値というのが出てきて、基準値というのはどこにあるのだろう見ていたら、指標の進捗状況のところでは基準値というのが出てきて、それでこの基準値というのはどこから出てきたのだろうと全然分からなくて、それを御質問しようかなと思ってここへ来ました。そこでこの基本計画の概要版を出していただいたら、最後の 14 ページに指標一覧でエコミッションがあつて、基準値、目標値があつて、こういうことなのかとやっと分かりました。ですから、この年次報告書だけを公表されると、市民の方が御覧になられるのであれば、概要版のような一覧表に変えていただければ、始めから読んでいっても問題なく分かったと思います。

事務局：年次報告書の 5 ページに指標一覧ということで、掲載させていただきましたが、基準値があつた方が分かりやすいという御指摘でしたので、基準値を載せていきたいと思います。

議長：ありがとうございました。他に御質問ございますか。エコミッションの方はどうでしょうか。

委員 A：最初にこれで印刷して出すのですかと訊いたのは、各委員さんの話の中で出てきたように、この環境基本計画がきちっと頭に入っている方はこれ読めば分かると思います。ただ、それが環境基本

計画を一般市民の人が見て理解するには、大変申し訳ないが、舌足らず書き足らずだと思います。例えば9ページですが、委員さんからもお話ありましたが、リーフレットを改訂して配布したとあるが、ただ配布したと書くのではなくて、いくつ位の事業体に配布したとか、何枚リーフレットを配布したとか、数字を入れることによって、具体的に理解できるのではないのでしょうか。ごみステーションの維持管理事業ですが、掲示板の更新等を行いましたとありますが、何か所のという言葉を入れるとか。リユース推進事業では、38点のリユース品の配布を実施したとありますが、38点のリユース品と言われても分からないわけです。その中から例を1つ2つ入れてあげる、何々などのリユース品を配布した、と書けば、少しは身近に理解できるようになるのではないのでしょうか。もう少し具体性を含めて書いていただかないと、分かり辛くなるかなという気がします。それから、例えば14ページに耕作放棄地と遊休農地に関する措置というのがありますね。実は、耕作放棄地、遊休農地というのは、この表現は国や県などの耕作放棄地や遊休農地に関する視点というのか、それと全く同じだと思います。そうではなくて、実際には猪やアライグマがいて、特にアライグマというのは、遊休農地等を住処にしてしまいます。だから耕作放棄地や遊休農地というものと、有害鳥獣の駆除というのは、実はリンクしているわけです。そのことを書くことによって、耕作放棄地や遊休農地は、国や県が言うこととは別の、最先端の地方自治体の立ち位置というのが、より明確にできるのではないのでしょうか。姉ヶ崎の市街地ぎりぎりまで猪が来ているので危ないというのがあります。それから3つ目、23ページの市内産出の再生可能エネルギーで賄える市内世帯数というのがあるけれども、説明では太陽光発電とあって、上段にも太陽光発電をはじめとしたとありますが、実質的にこれは太陽光発電ですか。

事務局：今のエネルギーの件につきましては、ほとんどが太陽光発電で、一部バイオマスの発電がございます。風力は三井造船さんのところにあります1,500キロワットのもが一機ございます。

委員 A：太陽光発電が四角の箱の中にありますが、太陽光発電がほとんどだどこかに書かないと、風力の関係があって分からないということです。最近太陽光発電について、良い経験をさせてもらいま

した。太陽光発電の場合に、土地を貸して太陽光発電を設置する契約が21年です。太陽光発電のパネルの寿命が大体20年。撤去する1年を入れて、21年契約ということです。その契約が危なっかしいのが、あのパネルを作るためのエネルギーは、セラミックスですからすごくエネルギーがいるということと、それが終わった後のリサイクルが、全く見当がついていないのではないのでしょうか。そういった太陽光発電の後の始末についても、行政として念頭に置いておかないと、後で大変困ったことになるのではないかという気がします。

事務局：3点御指摘いただきました。まず、具体性をもって記載することにつきましては、御指摘のとおりかと思いますので、関係部署と調整して、なるべく具体性をもって記載したいと思います。また、リンクしているところにつきましては、書き方を検討させていただければと思います。太陽光発電のパネルの処分につきましては、言われておりますように、レアメタルの他、微小な有害金属が含まれていると言われています。それが廃棄されるという時代が、これから15年20年後にやってまいりますので、環境省が審議をしておりますので、もうしばらくすると、廃棄をする手順などが示されるものと思います。また、新聞報道のレベルでございますが、既に何社かは先んじて着手されていまして、一部リサイクルが可能な処分業者が現れていると聞いております。

議長：ありがとうございました。その他ございますか。

委員 E：都市の空き家、これは耕作放棄地と同じで、人が住まなくなると草が生えてそこに動物が住むということになるのではないかと思います。そういう空き家対策はやられているかお伺いしたいです。

事務局：空き家対策につきましては、都市部にある住宅課が空き家特措法に基づき空き家条例を制定するかどうかの観点で検討しているところでございます。

委員 F：不法投棄件数を目標にされており、減っていくことは非常に良いことだろうと思いますが、ちょっと違和感があります。減るとい

うことは、見つからないということもあり得るのかなと思います。不法投棄の場所は、見えづらいところ、放棄水田のような谷津田や、空き家というようなところに置かれているので、そういうものと一体になっているのだろうなと思います。そういった意味では、どういったところに放棄水田や土地があるのかというマッピングができると思うので、ここに残土のマッピングと書いてありますが、そういった意味で全体的な環境のマッピングというのを今後やられますか。なぜかと言うと、こういうところから地下水汚染の基本資料としようとしていると思いますが、こういったことに活かせるのではないかと思いますので、意見として言わせていただきました。

事務局：今日は不法投棄を担当する職員が来ていませんが、貴重な御意見として伝えたいと思います。

委員 G：23 ページの、樹木または竹等の破砕機というのは、一般の方でもお借りすることはできるのでしょうか。

事務局：破砕機につきましては、営利を目的としていない町会などの団体に無償でお貸出しをしております。燃料費と運送費は団体さん持ちでお願いしています。

委員 G：そのチップ化したものは、今現在どういった活用をされているのでしょうか。

事務局：特にチップ化した竹につきましては、団体さんに伺いますと、農業利用をしているケースが多いです。あとは、草が生えないようにマルチング材として活用しているという団体さんもいると伺っています。

議長：その他ございませんようでしたら、審議に入りたいと思います。これまで質問だけでなく、貴重な御意見もいただきましたので、それに対して質疑等もなされておりますが、これまでの説明の内容に対しまして、何か御意見等ございましたらお願いいたします。



委員 H : 29 ページの市原市版生態園というものがよく分からなかったのですが、どういったものなのでしょう。

事務局 : 市原市版生態園の数値が未計測となっておりますが、今どういった条件にすれば市原市版生態園になるのかという方針を検討しているところで、数値も未計測となっております。イメージとしましては、保全すべき棚田谷津田や、養老川河川敷にある水辺の空間などです。既存のうるいど自然公園や市民の森も、生態園の可能性があるのであるのではないかと考えているところです。

議長 : ありがとうございます。未定ということですね。

委員 I : 29 ページの 1 の環境指標にあります、基準値 20 種、目標値は維持ということだとこちらも 20 種ということですか。30 ページの 3 番の 1 には、動植物合わせて 23 種と書いてありますが、この関係性はどういうことでしょうか。

事務局 : 生物多様性いちはら戦略の中で、この指標を用いています。その中で候補種としまして 23 種を掲げておりました。その 23 種の中から、市原市生物多様性地域戦略協議会において、当初 20 種に絞るという計画でございました。昨年度、協議会を開催し協議いたしまして、敢えて 23 種から 20 種に落とす必要はないのではないかという意見をいただきましたので、指標種は 23 種でいこうとなりました。環境基本計画では当初の 20 種ということで掲載しておりますが、昨年度の協議会での内容を踏まえまして、23 種と考えております。

委員 I : 私は分かりましたが、市民の方はこの表を見てよく分からないのではないかと思うので、もう少し分かりやすい書き方をさせていただきたいという要望です。よろしく願いいたします。

事務局 : 今の意見を踏まえまして、記載内容を検討させていただきます。

委員 B : 35 ページの環境にやさしいライフスタイルへの変革というところで、環境教育も自分はやっていますが、下にクールビズとウォームビズというのがありますが、クールチョイスというのは夏場に

国がやっているものですか。36 ページに3回くらいこの言葉が出てきますが、クールチョイスというのを敢えてやる必要があるのかなというのが1つ疑問です。その2段下にESDというのがありますが、持続発展教育と言いますが、これは子供たちに対する環境社会、経済の持続性を確保するための教育なので、環境リーダーの育成や支援を主にはしていないと思います。何が言いたいかということ、あまり3文字英略字みたいなものを多用されない方が、むしろ環境リーダーの育成の方が分かりやすいので、御検討いただければと思います。27 ページにPRTRがありますが、これも知っている人は知っていると思いますが、化学物質管理化審法とか、英訳する時は括弧書きで解説をすとか、書き方の御指摘が多いですから、その辺も含めて御検討されるといいかなと思います。

事務局：クールチョイスにつきましては、今環境省が推し進めている環境啓発の一つでこういった言い方をします。クールには涼しいという意味と賢いという意味もあります。どちらかということ、未来のために賢い選択をしていこう、というようなイメージで、水色の矢印を掲げながらやっています。概要版の裏表紙にもあります。クールチョイスの詳しい説明につきましては、概要版の5ページ下の枠囲いの中にありますので、お時間のある時に御確認いただければと思います。市原市といたしましては、クールビズ、ウォームビズに加えまして、私たちの生活をより賢く選択していこうということで推し進めていきたいと思っています。もう一つESDやPRTRの件につきましては、分かりやすい表記を加えるなどしたいと思います。

委員 J：意見になりますが、この年次報告書、そして計画書も良いものがあるので、ほとんどの方が知らないのも、これを是非市民の方にPRできると良いと思います。

事務局：PRにつきましては、御指摘のとおりでございます。私どもも、ホームページではもちろん公開をさせていただきます。加えて、何かイベント事がありましたら、説明をさせていただく機会を頂こうと思います。特に市民大学ですとか、図書館や小学校にお配りをするというようなことをさせていただこうと思っています。一般の市民に対して伝わるように、この年次報告書を展開していく

方法につきましては、色んな機会を捉えて、配布、説明をさせていただくところがございますが、これからも検討してまいりたいと思います。

議 長：ありがとうございました。その他はございませんでしょうか。では、他にないようですので、本審議を終結したいと思います。なお諮問内容は、計画に係る報告ということであり、答申内容としては、報告に対する当審議会からの意見となります。従いまして、本件に関しましては、採決をすることが馴染まないため、諮問に対する答申といたしましては、ここで御審議いただいた内容を取りまとめて作成したいと考えますが、いかがでしょうか。

～委員承諾～

議 長：それでは、先ほどの審議内容を反映させまして、私の方で答申書を作成することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

～委員承諾～

議 長：ありがとうございます。それでは私の方で、答申書を作成することといたします。  
それではこれから5分の休憩といたします。3時25分から審議を再開いたします。

～休憩～

議 長：議事を再開いたします。その他報告といたしまして、「(仮称)新市原市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)骨子(案)について」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

～事務局説明(省略)～

議 長：ありがとうございました。ただ今事務局から本件に関する御説明をいただきました。質疑等がありましたら、お願いいたします。

委員 F：この中には市としての建物の建て替えは含まれていますか。主に廃棄物が出てくると思いますが、そういったものはここには含まれないですか。

事務局：今の御質問は廃棄物の処理が含まれるかということでしょうか。

委員 F：はい。現状だと施設の管理などで出てくる電気などのCO<sub>2</sub>排出量で済みますが、建て替えになると、それを建てるためのCO<sub>2</sub>、解体に伴うCO<sub>2</sub>の排出があるのですが、そういったものはこの中に含まれているのでしょうか。

事務局：まず建物が少なくなる分につきましては、排出量が減るのは計上して考えたいと思います。次に、建物を建てたり壊したりしたエネルギーが入るかという点につきましては、環境省が示している策定マニュアルでは、受託をした事業者が排出した二酸化炭素になりますので、それは私どもが策定する事務事業編には入らないということでございます。

委員 F：分かりました。あと、目標に向けた取組の中で、公共交通機関を使いましょうと書かれています。これは市の職員の中で、この日は公共機関を使うとか、そういったことを既にやられているのかどうか。もう1点が、働き方改革で、働き方を工夫してコンパクトにということがあると思います。サービスとの兼ね合いがありますが、職員の方が働く時間が少なくなれば、必然的に排出量が減るのかなど、気になったので質問します。

事務局：まず、職員の通勤に使う車の取組についてですが、冬季ですと空気の拡散がしにくい状態になりますので、ノーカーデーというのを設定して取り組んでいるところでございます。ただ、今回御提案しております事務事業編については、職員の通勤に関するCO<sub>2</sub>の排出量は含まれておりません。これはあくまで公用車、仕事で使ったエネルギー量ということです。もう1つ、職員の働き方ということで、夜遅くまで仕事をしなければ、それだけパソコンも使わないでCO<sub>2</sub>が減るだろうというのは仰るとおりでございます。現行のエコ・オフィスプラン、事務事業編につきましては

その辺のところをあまり全面には出していませんが、少し書かせていただいております。PCのスキルアップなども含めて、全体でCO<sub>2</sub>の削減に向けて取り組む必要があると考えています。

委員 F：やはり夜遅くまで明かりが点いていて、働きすぎというか、一生懸命やられているようなので、ちょっと気になっているというところで質問させていただきました。

議長：他にないようですので、続きまして、「市原市災害廃棄物処理計画（案）について」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

～事務局説明（省略）～

議長：ただ今、事務局の方から、本件に関する御説明をいただきました。質疑等がありましたらお願いいたします。

委員 B：非常によくできているなという印象です。災害が発生すると、安否確認とトイレの問題がまず発生すると言われていますが、トイレは最後のところで良く書かれています。公園など人が沢山集まったり、仮設住宅が建てられるであろう場所は選定されているかと思いますが、そういう場所にあらかじめトイレを作るような場所、実際そういうのは公園にあたりしますが、大きなマンホールみたいなものを作っておいて、蓋を外してテントを付けるとトイレになるような、実際にそういう公園設備があると思いますが、そういったものを建設する必要があると思います。東日本大震災では、津波廃棄物は有機物と海水が作用して、3か月くらいの中に自然発火がありました。仮置き場の場所がとても大事になっていて、そこに搬入の仕方や初期分別が極めて重要で、その後積み上げる基準もあると思いますが、あまり高く積み上げると発酵して温度が高くなることもあるので、発災直後の2週間と書いてありますが、場所とトイレの確保というのを重点的に盛り込むことが重要だろうなと思います。頑張ってやっていただければと思います。

事務局：御指摘の仮設トイレの設置につきましては、地域防災計画の中で避難所のトイレの設置、必要数の確保等を定めておりますので、基本的にはそちらを元に設置したいと考えています。それでもなお不足する場合につきましては、本計画の中でも必要数を算出しまして設置することになりますので、対応を図ってまいりたいと思います。また仮置き場の件につきましては、速やかな仮置き場の設置、この計画では一次仮置き場と二次仮置き場という形で設定する考えですが、一次仮置き場は発災直後の、住民のみなさまが自主的に持っていかざるを得ないような状況もありますので、比較的近い距離の中で運べるようなところを確保する。また、二次仮置き場につきましては、その後の分別処理が行えるような、比較的面積の大きいものとし、粗方の処理を行って、そこから処分先に運搬していくというイメージで策定してまいりたいと考えています。

議長：それでは、他にないようですので、報告事案を終了いたします。以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。皆様の御協力によりまして、沢山の貴重な御意見を頂くことができました。どうもありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。

司会：泉水会長、ありがとうございました。続きまして事務連絡でございますが、議事録につきましては、作成後、議事録署名人に指名されました委員の方に御確認していただきたいと存じます。お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。これもちまして、本日の審議会を終了いたします。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上